



ホームページ (<https://tateyama-sr.com/>) にて最新の情報を随時お届けします！

※会員登録していただくことで会員限定のニュースリリースもご覧になれます！（無料）

令和 6 年 10 月

【お知らせ】 10月4日（金） 休業のお知らせ

突然の案内となり、誠に恐縮ではございますが、**2024年10月4日（金）**は弊所の外部研修実施のため**終日臨時休業**とさせていただきます。

ご迷惑をおかけしまして大変申し訳ございませんが、ご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

2024年4月1日～障害者の法定雇用率が上げられています！

障害者の法定雇用率が、段階的に引き上げられており、令和6年4月より民間企業における法定雇用率が「2.5%」となっておりますのでご注意ください。また、令和8年7月からは2.7%となります。よって、令和6年4月からは**40人雇用につき障害者を1名**、令和8年7月～約38人雇用につき1名の雇用が必要となります。

	令和5年度		令和6年4月		令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3%	⇒	2.5%	⇒	2.7%
対象事業主の範囲	43.5人以上		40.0人以上		37.5人以上

■ 障害者を雇用しなければならない対象事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点での障害者雇用状況のハローワークへの報告
- ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」の選任（努力義務）

2025年4月1日～「除外率」が引き下げられます。

先述の通り、障害者雇用率が決められており、原則として一定の規模に達すると法律に定められた通りに障害者を雇用する必要があります。一方で、職務・職種によっては機械的に一律の雇用率を適用することが適当でないと考えられるため、「障害者の就業が一般的に困難である」と認められる業種については、「除外率制度（※）」（雇用する労働者数を計算する際に、除外率に相当する労働者数を控除する制度）を設けています。

除外率設定業種	除外率
・非鉄金属第一次製錬・精製業 ・貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く）	5%
・建設業 ・鉄鋼業 ・道路貨物運送業 ・郵便業（信書便事業を含む）	10%
・港湾運送業 ・警備業	15%
・鉄道業 ・医療業 ・高等教育機関 ・介護老人保健施設 ・介護医療院	20%
・林業（狩猟業を除く）	25%
・金属鉱業 ・児童福祉事業	30%
・特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く）	35%
・石炭・亜炭鉱業	40%
・道路旅客運送業 ・小学校	45%
・幼稚園 ・幼保連携型認定こども園	50%
・船員等による船舶運航等の事業	70%

※除外率制度そのものは廃止されましたが、現在当分の間一定の除外率が設定されています。

【除外率による雇用義務数の計算方法】

雇用義務数は
(常用労働者数 - 除外人数) × 法定雇用率
 です。

※除外人数…労働者数×除外率

【助成金】 両立支援等助成金 出生時両支援コース（子育てパパ支援助成金）

今回は、両立支援等助成金・出生時両支援コースを紹介致します。男性労働者が育児休業を取得しやすい雇用環境整備や業務体制整備を行い、育児休業を取得した男性労働者が生じた事業主に支給します。



【支給要件】

<第1種>

- 育児・介護休業法に定める雇用環境整備の措置を複数実施
※ 1人目：2つ以上、2人目：3つ以上、3人目：4つ以上（産後パパ育休の申出期限設定状況で1つ追加の場合あり）
- 育児休業取得者の業務を代替する労働者の、業務見直しに係る規定等を策定し、当該規定に基づき業務体制の整備を実施
- 男性労働者が子の出生後8週間以内に開始する一定日数以上の育児休業を取得
※ 1人目：5日（所定労働日4日）以上、2人目：10日（所定労働日8日）以上、3人目：14日（所定労働日11日）以上

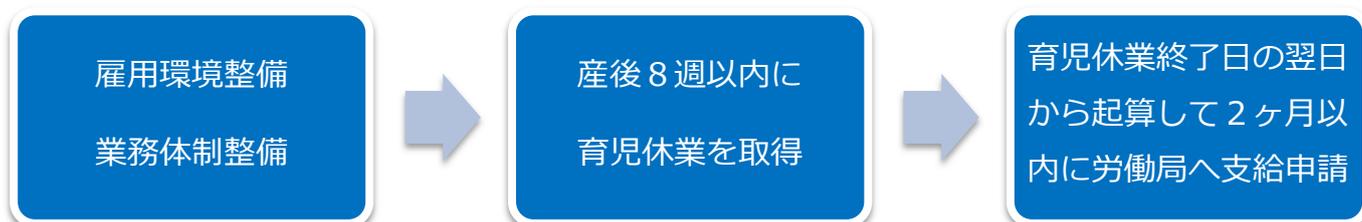
<第2種>

- 第1種の助成金を受給済である
- 育児・介護休業法に定める雇用環境整備の措置を複数実施
- 育児休業取得者の業務を代替する労働者の業務見直しに係る規定等を策定し、業務体制の整備を実施
- 第1種（1人目）の申請をしてから3事業年度以内に、男性労働者の育児休業取得率（％）の数値が30ポイント以上上昇または第1種（1人目）の申請年度に子が出生した男性労働者が5人未満かつ育児休業取得率が70%以上の場合に、その後の3事業年度の中で2年連続70%以上となる
- 第1種（1人目）の申請対象労働者以外で、男性の育児休業取得者が2人以上生じている

【助成金額】

種別	支給額
第1種	1人目：20万円（雇用環境整備措置を4つ以上実施の場合には30万円） 2人目・3人目：10万円
第2種	1事業年度以内に30ポイント以上上昇した場合：60万円 2事業年度以内に30ポイント以上上昇した（または連続70%以上）場合：40万円 3事業年度以内に30ポイント以上上昇した（または連続70%以上）場合：20万円 ※プラチナくるみん認定事業主は15万円加算

【助成金支給の流れ】



ご不明な点等御座いましたら、お気軽にご連絡下さい。

厳しい時代を乗り越える! 適正価格で未来を拓く

価格転嫁促進セミナー

人手不足・物価高騰の今、価格転嫁は待ったなし!
このままでは、あなたの会社も危険!?
利益確保のために、今こそ価格交渉力を強化しましょう!

参加費
無料



セミナーの内容

01

原価計算など
価格転嫁に使える実践的な
ノウハウを習得!

02

業種別・商品別の
価格転嫁方法を
実例から学ぶ!

03

専門家による
個別相談で具体的な
課題解決をサポート!

こんな悩みをお持ちの経営者様必聴!

- 原材料費や人件費の上昇を価格に転嫁できていない
- 自社の適正価格の算出方法がわからない
- 価格交渉でうまくいかず、値上げに踏み切れない
- 価格転嫁以外の経営改善策も知りたい



第一部:セミナー 13:30~15:30

- 価格交渉に役立つ
「価格転嫁プランシート作成ワークショップ」(90分)
- 価格転嫁の実例紹介・質疑応答 (30分)

第二部:個別相談会 15:30~16:30

- 宮崎県よろず支援拠点の専門家による相談会

参加費:無料

定員:9月30日/60名 その他各会場/40名

R6 9月30日(月) KITEN 8階コンベンションホール 大会議室

R6 10月3日(木) 延岡市中小企業振興センター 5階 会議室2

R6 10月23日(水) 川南町商工会 1階 トロントロンプラザさざんかホール

R6 11月6日(水) 日南商工会議所 203号室

R6 11月22日(金) 都城未来創造ステーション 会議室1

全日程 13:30~16:30

9月30日はオンライン参加が可能です

講師



下松中小企業診断士事務所 代表 下松 孝裕 氏
大分県佐伯市出身。宮崎県内の事業会社で経営戦略室の課長を務め、事業開発に伴うデータ分析や予算管理、制度設計等に従事。中小企業診断士を取得後、2020年に独立開業。現在は認定経営革新等支援機関として、経営改善や事業推進、創業等の支援をおこなう。宮崎県よろず支援拠点コーディネーター、宮崎県プロフェッショナル人材戦略拠点サブマネージャー。

中城経営診断事務所 代表 中城 健太 氏

宮崎県延岡市出身。県内商工会議所の経営指導員として経営相談業務に従事。現在は宮崎市内に中小企業診断士事務所を開設し、経営改善や事業承継の支援を行う。また、様々な業種での価格転嫁実績があり、ノウハウの普及に奔走している。



お申し込み



こちらの二次元コードを読み取り、お申し込みフォームよりお申し込みください。
オンライン参加につきましては、お申し込み後に別途メールにて参加用URLをお知らせいたします。

お問い合わせ

jimurmc.miyazaki@gmail.com